

評価項目等設定基準

この基準は、「横芝光町総合評価落札方式試行実施要領」に基づき実施する入札における、評価項目の設定及び提出資料に関し必要な事項を定める。

1. 評価項目の設定

- (1) 評価項目の設定は、特別簡易型の場合は別表第1、簡易型の場合は別表第2に示された項目を基本として設定することとする。
- (2) 別表に示された評価項目以外にも、工事の特性に合わせ自由評価項目を追加設定できるほか、別表に示された評価項目であっても、入札参加者間で評価に差違が生じない項目（一般競争入札等で入札資格条件が評価項目の内容と同一の場合など）や、工事内容等により適正な評価が困難な項目などについても、適宜削除できるものとする。

2. 評価基準の設定

- (1) 評価基準の設定は、特別簡易型の場合は別表第1、簡易型の場合は別表第2に示された基準を基本として設定することとする。
- (2) 自由評価項目を追加設定した場合は、工事の特性に合わせ必要な評価基準を加えることとする。

3. 配点の設定

- (1) 配点の設定は、特別簡易型の場合は別表第1、簡易型の場合は別表第2に示された配点を基本として設定することとする。
- (2) 追加設定した評価項目に係る評価基準の配点は、追加した評価項目が当該工事にどの程度の影響があるかに配慮して設定することとする。

4. 提出書類及び技術提案等資料

- (1) 提出書類及び技術提案等資料は、特別簡易型の場合は別表第1、簡易型の場合は別表第2に示されたものを基本として提出を求める。
- (2) 様式指定のある項目は必ず提出させることとし、技術提案等資料は評価基準を証明できれば足りることとする。
尚、入札参加者が自ら参考として資料を提出することは妨げない。
- (3) 追加設定した評価項目に係る評価基準の提出書類及び技術提案等資料は、評価基準を満たすかどうか判断できるものの提出を求めることがある。

別表第1
特別簡易型における評価項目及び評価基準

企業の施工能力

評価項目	評価基準	配点	提出書類及び技術提案等資料
過去10年間の同種工事の施工実績 注(1)	国・県等の実績あり 注(2)	2	・様式第3号 ・当該工事の内容を証明できる契約書の写し、工事完成認定書等の写し又はコリンズの竣工時工事カルテの写し等
	市町村等の実績あり 注(3)	1	
	その他の実績	0	
当面は千葉県発注工事「業種：○○」における過去2年度間の千葉県の工事成績評定点の平均値 注(4)・(5)	80点以上	6	
	80点未満77.5点以上	5	
	77.5点未満75点以上	4	
	75点未満72.5点以上	3	
	72.5点未満70点以上	2	
	70点未満65点以上	0	
	65点未満	-4	
	成績なし	0	
横芝光町発注工事における過去2年間の事故及び不誠実な行為 注(6)	指名停止	-4	
	文書注意	-2	なし
	なし	0	
ISO認証取得 注(7)	あり	1	・IS09001・IS014001の認証の写し
	なし	0	

配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準		
過去10年間の同種工事の施工経験 注(1)	国・県等の実績あり 注(2)	2	・様式第4号 ・当該工事経験の内容を証明できるコリンズの竣工時工事カルテの写し等
	市町村等の実績あり 注(3)	1	
	その他の実績	0	
主任（監理）技術者の保有する資格	一級土木施工管理技士 又は技術士の資格を保有している 注(8)	2	・当該資格を確認できる証明書等の写し ・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し
	上記以外の施工に係る資格	0	
継続教育（CPD）の取組状況の有無 注(9)	実績あり	1	様式第5号 団体が発行する技術者証の写し 学習履歴を証明する証明書の写し
	実績なし	0	
主任（監理）技術者として施工した千葉県発注工事における過去1年度間の「業種○○」での工事成績 注(4)・(10)	80点以上の実績あり	2	・当該工事成績の内容を証明できる千葉県発注工事の工事検査結果通知書の写し
	実績なし	0	

地域精通度

評価項目	評価基準		
過去10年間の横芝光町での公共工事の施工実績 注(1)	実績あり	2	・様式第6号 ・当該工事の内容を証明できる契約書の写し、工事完成認定書等の写し又はコリンズの竣工時工事カルテの写し等
	実績なし	0	
建設業の許可における主たる営業所の所在地	本店・本社が横芝光町にある	2	
	支店・支社・営業所が横芝光町にある	1	なし
	なし	0	

地域貢献度

評価項目	評価基準	
過去2年間に横芝光町内で行った、清掃活動等のボランティア活動の実績 注(6)・(11)・(12)	活動実績あり	1 ・様式第7号 ・当該活動が証明(確認)できる資料
	活動実績なし	0
過去10年間に横芝光町内において行った、災害協力活動の実績 注(1)・(13)	活動実績あり	1 ・様式第8号 ・当該活動が証明(確認)できる資料
	活動実績なし	0

- ※ 上記提出書類及び技術提案等資料の総括として、様式第1号を提出するものとする。
- ※ 技術資料の提出がない場合又は提出された技術資料で評価基準の判断ができないときは、評点を「0」とする。
- ※ 提出する技術資料が入札参加資格要件となっているものについては、当該技術資料が提出されない場合、入札参加資格を失うものとする。

- 注(1) 過去10年間とは、当該工事を入札公告する前年度から過去10年間に当該年度の入札公告の日までを加えた期間とする。
- 注(2) 国・県等とは、国(各省庁)、独立行政法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及び準ずる機関)、都道府県、道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社、農業開発公社及び政令指定都市とする。
- 注(3) 市町村等とは、市町村(政令指定都市を除く)と千葉県内の以下a～cのいずれかの団体をいう。
 a. 地方自治法に基づく一部事務組合で建設工事を発注している組合。
 b. 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社で建設工事を発注している公社。
 c. 市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を抛出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄附行為または定款の目的または事業の1つとしている公益法人(平成20年12月1日以降設立された公益財団法人または同年11月30日まで財団法人(「特例民法法人」)であったもの)。
- 注(4) 千葉県発注とは、県土整備部、農林水産部、総務部、教育庁、企業庁、水道局、警察本部、病院局の発注とする。
- 注(5) 入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2年度間の工事成績を評価の対象とする。ただし、直近の過去2カ年度間に評価の対象となる工事成績がない場合には、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去5年度間の工事成績を評価の対象とする。
- 注(6) 過去2年間とは、入札公告の日から遡って2年間とする。
- 注(7) ISO9001及びISO14001を対象とする。
 (2) 登録証の写しを提出する。
- 注(8) 業種により「1級建設機械施工技士」、「一級電気工事施工管理技士」、「一級管工事施工管理技士」、「一級造園施工管理技士」、「一級建築士」、「一級建築施工管理技士」に適宜読み替える。
- 注(9) 1級土木施工管理技士および2級土木施工管理技士、技術士に係る資格の場合、選択する。
- 注(10) 過去1年度間とは、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去1年度間とする。
- 注(11) 活動が証明できれば依頼の有無・規模の大小を問わない。ただし、会社等団体として行った活動とする。
- 注(12) 清掃活動等とは、「町内一日清掃」、「栗山川周辺環境ボランティア」、「海岸清掃(町観光協会又は町社会福祉協議会主催のもの)」とする。
- 注(13) 災害時に行った災害協力活動で、活動が証明できれば依頼の有無・規模の大小を問わない。ただし、会社等団体として行った活動とする。

別表第2
簡易型における評価項目及び評価基準

施工計画

評価項目	評価基準	配点	提出書類及び技術提案等資料
・工程管理に係る技術的所見 ・材料の品質管理に係る技術的所見 ・施工上の課題に対する技術的所見 ・施工上配慮すべき事項 ・安全管理に留意すべき事項 工事内容から上記5項目の内1項目を設定するが、必要に応じて2項目まで設定できる。その場合それぞれの項目毎に評価基準に沿って評価し配点する。	現地条件を踏まえ適切であり、かつ工夫が見られる	10	・様式第2号 ・工程管理は工程表を添付する。 様式は自由。
	現場条件を踏まえており適切である	5	
	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載である	0	
	不適切である	無効	

企業の施工能力

評価項目	評価基準	配点	提出書類及び技術提案等資料
過去10年間の同種工事の施工実績 注(1)	国・県等の実績あり 注(2)	2	・様式第3号 ・当該工事の内容を証明できる契約書の写し、工事完成認定書等の写し又はコリングズの竣工時工事カルテの写し等
	市町村等の実績あり 注(3)	1	
	その他の実績	0	
当面は千葉県発注工事「業種：○○」における過去2年度間の千葉県の工事成績評定点の平均値 注(4)・(5)	80点以上	6	・工事成績評定評価一覧表(複数年度にまたがる工事を含む)
	80点未満77.5点以上	5	
	77.5点未満75点以上	4	
	75点未満72.5点以上	3	
	72.5点未満70点以上	2	
	70点未満65点以上	0	
	65点未満	-4	
	成績なし	0	
横芝光町発注工事における過去2年間の事故及び不誠実な行為 注(6)	指名停止	-4	なし
	文書注意	-2	
	なし	0	
ISO認証取得 注(7)	あり	1	・ISO9001・ISO14001の認証の写し
	なし	0	

配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準		
過去10年間の同種工事の施工経験 注(1)	国・県等の実績あり 注(2)	2	・様式第4号 ・当該工事経験の内容を証明できるコリングズの竣工時工事カルテの写し等
	市町村等の実績あり 注(3)	1	
	その他の実績	0	
主任(監理)技術者の保有する資格	一級土木施工管理技士又は技術士の資格を保有している 注(8)	2	・当該資格を確認できる証明書等の写し ・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し
	上記以外の施工に係る資格	0	
継続教育(CPD)の取組状況の有無 注(9)	実績あり	1	様式第5号 団体が発行する技術者証の写し 学習履歴を証明する証明書の写し
	実績なし	0	
主任(監理)技術者として施工した千葉県発注工事における過去1年度間の「業種:○○」での工事成績 注(4)・(10)	80点以上の実績あり	2	・当該工事成績の内容を証明できる千葉県発注工事の工事検査結果通知書の写し
	実績なし	0	

地域精通度

評価項目	評価基準		
過去10年間の横芝光町での公共工事の施工実績 注(1)	実績あり	2	・様式第6号 ・当該工事の内容を証明できる契約書の写し、工事完成認定書等の写し又はコリングズの竣工時工事ルテの写し等
	実績なし		0
建設業の許可における主たる営業所の所在地	本店・本社が横芝光町にある	2	なし
	支店・支社・営業所が横芝光町にある		
	なし	0	

地域貢献度

評価項目	評価基準		
過去2年間に横芝光町内で行った、清掃活動等のボランティア活動の実績 注(6)・(11)・(12)	活動実績あり	1	・様式第7号 ・当該活動が証明(確認)できる資料
	活動実績なし		0
過去10年間に横芝光町内において行った、災害協力活動の実績 注(1)・(13)	活動実績あり	1	・様式第8号 ・当該活動が証明(確認)できる資料
	活動実績なし		0

- ※ 上記提出書類及び技術提案等資料の総括として、様式第1号を提出するものとする。
- ※ 技術資料の提出がない場合又は提出された技術資料で評価基準の判断ができないときは、評点を「0」とする。
- ※ 提出する技術資料が入札参加資格要件となっているものについては、当該技術資料が提出されない場合、入札参加資格を失うものとする。

注(1) 過去10年間とは、当該工事を入札公告する前年度から過去10年間に当該年度の入札公告の日までを加えた期間とする。

注(2) 国・県等とは、国(各省庁)、独立行政法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及び準ずる機関)、都道府県、道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社、農業開発公社及び政令指定都市とする。

注(3) 市町村等とは、市町村(政令指定都市を除く)と千葉県内の以下a～cのいずれかの団体をいう。

- a. 地方自治法に基づく一部事務組合で建設工事を発注している組合。
- b. 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社で建設工事を発注している公社。

c. 市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を抛出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄附行為または定款の目的または事業の1つとしている公益法人(平成20年12月1日以後設立された公益財團法人または同年11月30日まで財團法人(「特例民法法人」)であったもの)。

注(4) 千葉県発注とは、県土整備部、農林水産部、総務部、教育庁、企業庁、水道局、警察本部、病院局の発注とする。

注(5) 入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2年度間の工事成績を評価の対象とする。ただし、直近の過去2カ年度間に評価の対象となる工事成績がない場合には、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去5年度間の工事成績を評価の対象とする。

注(6) 過去2年間とは、入札公告の日から遡って2年間とする。

注(7) ISO9001及びISO14001を対象とする。
(2) 登録証の写しを提出する。

注(8) 業種により「1級建設機械施工技士」、「1級電気工事施工管理技士」、「1級管工事施工管理技士」、「1級造園施工管理技士」、「1級建築士」、「1級建築施工管理技士」に適宜読み替える。

- 注(9) 1級土木施工管理技士および2級土木施工管理技士、技術士に係る資格の場合、選択する。
- 注(10) 過去1年度間とは、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去1年度間とする。
- 注(11) 活動が証明できれば依頼の有無・規模の大小を問わない。ただし、会社等団体として行った活動とする。
- 注(12) 清掃活動等とは、「町内一日清掃」、「栗山川周辺環境ボランティア」、「海岸清掃（町観光協会又は町社会福祉協議会主催のもの）」とする。
- 注(13) 災害時に行った災害協力活動で、活動が証明できれば依頼の有無・規模の大小を問わない。ただし、会社等団体として行った活動とする。